

中国税理士会提出議題

《協議事項》

I 税務調査について

税務調査の実施について【継続】

税務調査にあたっては、「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」にある「調査はその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に務められたい。」の趣旨を十分考慮して実施していただきたい。

【回答】

税務調査の実施につきましては、法令や事務運営指針等に基づき定められた調査手続等を遵守し、適切な執行に努めていくよう、引き続き、職員を指導してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(1) 事前通知について【追加修正】

事前通知のない調査の実施で、税務代理権限を受任した税理士の調査立会ができない場合には調査日程を調整するなど、法令に従って適正な執行に努めていただきたい。

また、調査担当者の決まっていない日程のみ等の通知は、調査に対する信用を損ねかねないため、法令に従って適正な執行に努めていただきたい。

【回答】

事前通知を行わないで調査に着手した場合には、関与税理士へ早期に連絡するよう、職員に対する指導を徹底しているところです。

なお、税務調査は納税者の理解と協力を得て行うものであることから、個別事案ごとに生じる様々な事情に配慮するとともに、会員の皆様の状況をしっかりと確認した上で、調査を進めるよう職員を指導してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

また、実地調査を行う場合には、まず調査通知により実地調査を行う旨、調査対象税目、調査対象期間を通知し、調査通知を実施した日以降に、事前通知により調査開始日時、調査担当者などを通知することとされています。

法令や事務運営指針等に基づき定められた調査手続等を遵守し、適切な執行に努めていくよう、引き続き、職員を指導してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(2) 調査期間について【継続】

- ① 調査着手から終了までの期間が長いので、納税者の精神的負担を軽減させるためにも、適正・確実な進行管理を行い、調査期間の短縮を図っていただきたい。

【回答】

税務調査については、適切かつ適法に実施するとともに、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう平素から職員を指導しているところですが、取引形態が複雑である、あるいは帳簿書類の保存が不備である、または、調査への協力が得られないなど個々の案件により、調査

に日数が掛かる場合もありますので、御理解と御協力をお願いします。

また、調査における納税者との日程調整等にも御協力いただいております。ありがとうございます。調査を効率的に進めていけるよう、引き続き納税者との日程調整等にも御協力ください。

いずれにしましても、納税者及び税理士の皆様とコミュニケーションを図りつつ、調査を実施するよう、引き続き職員を指導してまいります。

- ② 国税通則法の改正後における調査終了後の事務手続きが長期化しているのも、双方の事務効率化のため、早期にこの事務手続きについて見直しをしていただきたい。

【回答】

調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、法令の定めるところにより、調査結果の説明を行う必要があります。

調査結果の説明を行うためには、納税者及び会員の皆様の主張・御意見を踏まえた上で非違内容を取りまとめる必要がありますので、質問調査の終了から調査結果の説明までの間に時間を要す場合があることを御理解いただきますようお願いいたします。

いずれにしましても、税務調査終了時の事務手続に当たっては、できるだけスムーズに行うよう、引き続き職員を指導してまいります。

(3) 反面調査について【継続】

取引先等に対する反面調査の実施にあたっては、その必要性を十分検討いただき、調査対象者及びその理由を納税者によく説明し、また反面調査先への事前連絡と反面調査である旨を明示したうえで、反面調査が納税者と調査対象者との関係を悪化させる懸念があることに配慮し、慎重かつ効率的に行っていただきたい。

【回答】

調査の過程において取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合、金融機関や取引先などの反面調査を実施しています。

なお、反面調査の実施に当たっては、取引関係者に理解を得て実施するよう努めていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(4) 重加算税の取扱いについて【継続】

重加算税は「隠蔽・仮装」があったときに賦課されるが、その適用にあたっては、関与税理士及び納税者の意見を十分に聴取し、事務運営指針にある賦課基準のどの項目に該当するのか等具体的に説明したうえで、慎重かつ適正に行っていただきたい。

【回答】

重加算税の適用に当たっては、納税者及び税理士の皆様方の意見を十分に聴取した上で、把握した事実が法令や事務運営指針の定めるところによる重加算税の賦課基準に該当する場合には、引き続き、当局が判断に至った根拠について丁寧に説明を行い適正に処理するよう職員を指導してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(5) 書面添付制度【継続】

- ① 書面添付制度の運用に当たっては、制度の趣旨・目的を踏まえ事務運営指針の適正な運用を徹底していただきたい。特に意見聴取に当たっては職員に対し、事務運営方針の周知徹底を図っていただきたい。

【回答】

書面添付制度は、税務の専門家である税理士の皆様の立場をより尊重するとともに、税務執行の円滑化に寄与し、納税者の方のコンプライアンスの維持・向上にもつながる制度であるとの観点から、適正な運用に努め、更なる普及・定着を図っていく必要があると考えています。

意見聴取において、制度の趣旨を踏まえた適正・円滑な運営を図るため、引き続き、職員に対して指示・徹底を図るほか、職場研修等を通じて手続の遵守を含めた職員の意識の向上に努めてまいります。

- ② 書面添付がある納税者への税務調査に着手する場合は、業種に関わらず必ず意見聴取を実施していただきたい。

【回答】

書面添付制度については、先ほど述べたとおりですが、事務運営指針に基づいて、事前通知を行わないこととした場合を除き、業種にかかわらず、事前通知を行う前に意見聴取を行うこととしていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(6) オンラインツール利用による税務調査について【新規】

Web会議システムなどのオンラインツールを利用した税務調査や資料提出などに取り組まれているが、利用者の意思確認と同意を得て行うものの新たな施策であることから、引き続き分かりやすい概要説明とその周知を行い、広く理解を得ていただきたい。

【回答】

税務行政のDX推進の観点から、効率的と認められる場合には、インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）等を積極的に活用することとしています。

ご指摘のとおり、これらのオンラインツールの利用に当たっては、利用者の同意を得ることを前提としておりますので、引き続き、分かりやすい周知広報に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、国税庁ホームページに「税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&A」（令和8年7月改訂）が掲載されておりますので、参考としてください。

Ⅱ 税務支援事業について

(1) 独自事業について【継続】

税理士会各支部が独自の施策としての税務支援を行う場合、税務署のご理解とご協力をお願いしたい。

【回答】

税務支援業務として、税理士会各支部の皆様が「会場型税務支援」、「常設型税務支援」などの、独自事業を主催されていることは承知しています。

こうした、会員の皆様による税務支援業務を通じた社会貢献は、納税者の方々にとりましても、非常に有効なものであり、私どもも大変心強く感じております。

当局としましては、会員の皆様の取組に対しまして、可能な限りの協力をしてまいりたいと思います。

(具体例：e-tax 用 P C のセットアップ、研修会の実施、申告書等用紙類の準備など。)

(2) 受託事業について【継続】

外部受託事業である各会場における無料相談については、具体的な実施計画について、早めの情報提供と協議をお願いしたい。

【回答】

令和 7 年分の確定申告においては、無料税務相談や確定申告テレフォンセンターにおける電話相談などの外部受託事業について、多大なる御支援をいただき感謝申し上げます。

令和 8 年分確定申告における「広島合同申告会場」又は各署の申告相談等については、引き続き、相談事務の効率化及び来場者の削減に向けて取り組むことに加え、課税事業者が適切に申告できるよう消費税に関する相談にも配慮した相談体制を構築することとしています。

また、キャッシュレス納付の利用拡大に向け、初めて申告納税となる者を中心に、口座振替の利用勧奨をすることとしています。

このため、合同申告会場又は各署での具体的な実施計画については、今後も前広に情報提供させていただきますので、引き続き、各署における実施計画等について御理解と御協力をお願いいたします。

(3) 協議派遣事業について【継続】

青色申告会や商工会等関係諸団体に対しては互いに円滑な協調体制が築けるよう、三者協定、四者協定及び全国商工会連合会と日本税理士連合会との申合せ等の順守と徹底につき、また、農協・漁協に対しては該当する支部との協議が行われるよう徹底した指導をお願いしたい。

【回答】

協議派遣事業については、引き続き、会議・研修等を通じて、青色申告会及び商工会等の関係諸団体に対する助言等の必要性や小規模納税者に対する税務援助の趣旨について職員に周知するとともに、各協定の遵守等については、協議会等で確認するなどの対応をしているところです。

このため、今後も各協定や申し合わせなどの趣旨に沿った円滑な運営を行うよう職員に指示を行うとともに、各団体の実情に応じた適切な助言等を行ってまいりたいと考えていますので、相互の協調関係の一層の推進が図られるよう、引き続き、御支援をお願いします。

なお、農協・漁協に対しては、接触の機会を捉えて、協議派遣事業に関する協議が行われるよう周知してまいります。

- (4) インボイス制度の開始に伴い消費税にかかる新規申告者や免税事業者の相談等の増加が見込まれる。支援事業等においては納税者の届出・申告状況の開示を含め、事前に綿密な手順等の協議を行い税理士の負担が増加しないよう十分な配慮をお願いしたい。【継続】

【回答】

令和8年分確定申告における「広島合同申告会場」又は各署の申告相談等に当たっては、課税事業者が適切に申告できるようインボイス制度を含めた消費税に関する相談にも配慮した相談体制を構築することとしています。

なお、税務支援事業における具体的な従事内容については、今後、協議をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、各署における申告相談等についての御理解と御協力をお願いいたします。

一方で、御要望いただいております「納税者の届出・申告状況の開示」につきましては、個人情報の保護に関する法律等に抵触する恐れがあることから、御要望にお応えできないこと御容赦ください。

Ⅲ 納税・納付手続きについて

ダイレクト納付をはじめ税金の納付方法は多様化し利便性が高まっており、期限内収納率の向上や事務簡素化に寄与していると思われるが、納税者の納税の機会を失うことのないよう、また利便性を保持し柔軟な納付手続きに対応できるよう、次に掲げる改善を図っていただきたい。**【一部修正】**

① 申告時に翌年の納付書の送付希望を選択可能にする。**【継続】**

【回答】

納付手続きにつきましては、税務署提出議題でも説明させていただきましたように、e-Taxを活用した税務手続の見直し、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

また、納付書の送付につきましては、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点、また、納税の機会を失わないよう配慮しつつ、送付対象者を見直しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、御要望につきましては、国税局に伝えさせていただきます。

② OCR納付書の規定用紙範囲を緩和する。**【継続】**

【回答】

納付書を銀行等で使用した場合は、日本銀行においてOCR処理を行っておりますので、規定の用紙を使用しなければ正しい処理ができません。

また、納付書の用紙の厚さや紙質も含め、全て日本銀行の検査を了したものしか使用できません。

したがって、ホームページ等からダウンロードしたデータを印字した納付書を使用することは、銀行等での処理に不具合を生じさせることになりかねないことから、使用を控えていただきますようお願いいたします。

なお、徴収高計算書の新様式につきまして、税務署提出議題でも説明をさせていただきましたように、市販のプリンターで印字するツールを、国税庁ホームページに掲載することを予定しています。

③ コンビニ納付が可能なQRコード納付の対応可能範囲を拡大させる。**【継続】**

【回答】

コンビニ納付が可能なQRコード納付については、①源泉（告知分以外）、②登録免許税（告知分以外）、③自動車重量税（告知分以外）が対応できず、納付方法の規定が変更されない限り拡大は難しい状況ですが、要望事項については、国税局にお伝えさせていただきます。

④ ダイレクト納付手続きを24時間利用可能とさせる。**【継続】**

【回答】

電子納税の利用可能時間については、e-Tax（国税電子申告・納税システム）webサイトの利用可能時間カレンダーに掲載をさせていただいているところです。

基本的に平日の利用可能時間は24時間となり、土日は8時30分から24時までとなりますので、利用可能時間カレンダーを御確認いただき御利用願います。

なお、要望事項については、国税局にお伝えさせていただきます。

⑤ ダイレクト納付の届出から利用開始までの所要日数を短縮させる。**【継続】**

【回答】

電子納税の届出から利用開始までの所要日数については、各金融機関のシステム及び事務処理の体制が異なり、各金融機関での対応が必要となりますが、要望事項については、引き続き、国税局にお伝えさせていただきます。

⑥ 税目等によって納付書を送付しないなど、納税者誤解を与えることのないよう留意する。**【新規】**

【回答】

従前、国税庁では、予定申告分の納税義務が生じる法人の皆様は納付書を事前送付していましたが、令和6年5月以降、前事業年度の法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人及びダイレクト納付など「納付書を使用しない手段」により納付されている法人の皆様には、納付書の事前送付を取りやめております。

なお、前課税期間の確定分消費税が48万円を超える場合に発生する消費税の中間申告については、中間申告書兼納付書を、e-Tax義務化法人の皆様を除き、対象者へ引き続き送付しています。これにより、消費税の中間申告書兼納付書は届く一方で、法人税の予定申告分納付書は届かない場合がございますので、特に法人税予定申告分の納付忘れにご注意ください。

要望事項については、国税局にお伝えさせていただきます。

IV その他

- (1) インボイス制度および電子帳簿保存法、所得税青申控除の適用要件、各種税制改正等について、引き続き納税者への説明や周知を徹底していただきたい。**【追加修正】**

【回答】

インボイス制度及び電子帳簿保存法の円滑な定着に向けて、事業者の方に制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの営業実態に応じた対応を進めていただくことが重要だと考えています。

また、所得税の青色申告特別控除については、令和9年分確定申告以降、一定の要件を満たす優

良な電子帳簿保存又はデジタルシームレス保存を行う場合には控除額を 75 万円に引き上げる措置が講じられる一方で、従来の 55 万円控除が廃止されるとともに 10 万円控除については対象範囲が縮小される改正が行われましたので、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するため、各種税制改正と併せて、納税者に対して適切かつ丁寧な周知・広報を実施することも重要であると考えています。

今後も、引き続き、インボイス制度、電子帳簿保存法、所得税青色申告特別控除及び各種税制改正等に関して、国税庁ホームページに Q&A やパンフレットを掲載するなどして制度の周知・広報に努め、関係民間団体の協力も得ながら、必要な取組を行ってまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いします。

- (2) 納税者に年末調整の書類が送付される際、複写の源泉徴収票、支払調書や給与支払報告書、扶養控除等申告書などすべての書類につき要否を選択できるようにしていただきたい。

また、徴収高計算書についても同様に発行希望枚数を選択できるようにしていただきたい。【**継続**】

【**回答**】

年末調整書類については、国税局で一括発送しているところですが、書類の部数が不足している場合などは、国税庁ホームページから印刷するなどの対応をお願いします。

また、徴収高計算書については、例年 10 月下旬には必要部数を徴収義務者にお届けしておりますので、まずは、関与先にご確認をお願いいたします。

その上で、不足が生じた場合は、必要最低限の部数を所轄税務署に御連絡いただければ、発行します。

要望事項については、国税局にお伝えさせていただきます。

- (3) 申告内容のお尋ねなどの行政文書は国税局業務センターが作成するため国税局長名で納税者へ発送されていますが、申告書添付した書類などを精査すれば容易に判断が可能である案件についても画一的に発送されており、税理士に対する信頼を損ねかねません。

業務センターの運用の適正化を図るとともに、税理士関与分は事前に税理士への連絡を行うなど配慮し、運営の管理を徹底していただきたい。【**継続**】

【**回答**】

業務センターが実施する行政指導事務については、申告書の計算誤りやその他形式的な審査の結果に照らし申告書に明白な誤りがあるもの、税法の適用誤りがあるもの、申告書の添付書類が未提出であるもの等、あるいは、無申告者に対する期限後申告の提出勧奨等の内容について、文書、電話により納税義務者又は税務代理人に接触しております。ご指摘の件について、納税義務者に接触するか、あるいは、関与税理士に接触するかは、その内容及び当局が負う守秘義務を踏まえ、そのタイミング及びその方法等を検討して実施しております。

したがって、行政指導において、必ずしも関与税理士へ文書の送付あるいは架電とならない場合があることも御理解ください。

- (4) 他の士業の者を含む無資格者による税理士行為や名義貸し等の行為については、納税者の税理

士に対する信頼、安心感を損ない、税務行政や納税者に対して無用な混乱を招くこととなります。
当局におかれては是非とも厳しい取り締まりをされるようお願いしたい。【継続】

【回答】

いわゆる「にせ税理士」行為を放置することは、納税義務の適正な実現を妨げるとともに、税理士制度の適正かつ円滑な運営を阻害することから、従来から「にせ税理士」行為の未然防止等に努めるとともに、違反行為が把握された場合には、厳正な対処を行っているところです。

また、「にせ税理士」行為の未然防止等を目的に、毎年、関与先名簿等の提出を依頼していますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

- (5) 当協議会で確認された事項については関係職員に、特に税務調査に関する要望事項については調査担当者に徹底していただきたい。【継続】

【回答】

協議会の内容は、税務調査に関する事項も含め、取りまとめの上、関係職員に周知徹底を図ってまいります。

《要望事項》

I 電子申告について

(1) e-Tax 利用者への通知及び用紙の送付について

- ① e-Tax を利用している場合において、整理番号（法源番号）や青色申告承認の有無、消費税の届出状況などを、（例えば所得税の場合、マイナンバーの入力を条件にするなど一定の制限を設ける方法で）メール等で照会確認できるようにしていただきたい。【修正】

【回答】

まず初めに、e-Tax 利用者の利便性向上等の観点から、電子申告等に関する要望事項については、国税局を通じて国税庁へ伝えているところです。

なお、毎年、日税連からも国税庁へ申し入れが行われて、国税庁で改修要否の検討、予算措置を講じており、その状況を踏まえて日税連に回答していると聞いております。

したがいまして、御要望について直ちに改修されない事項もあることを御理解いただきますとともに、継続して御要望の提出をお願いします。

その点を踏まえ、(1)①から回答させていただきます。

現状、必要な情報につきましては、税務署窓口での閲覧申請手続により御確認をいただきますようお願いいたします。

また、会員の皆様が閲覧申請手続をされる際には、委任状及び税理士証票等の身分証を御持参いただきますよう併せてお願いします。

- ② 電子申告の「メール詳細」について所得税の修正申告を行った際も、種目に「所得税及び復興特別所得税」と出るだけで、「修正申告」という記載がない。また、納める税金も修正後の金額が記載され、増減額は記載されていない。分かりやすい「メール詳細」に改善していただきたい。【修正】

【回答】

((2)とまとめて回答)

- (2) e-Tax 利用時間について、更なる利便性の向上に向け eLTAX と協調し 24 時間 365 日の稼働拡大を検討していただきたい。【継続】

【回答】

先ほどもご説明をさせていただきましたが、e-Tax 利用者の利便性向上等の観点から、電子申告等に関する要望事項については、引き続き、国税局へお伝えさせていただきます。

- (3) 利用者識別番号について、暗証番号を失念した場合に申請をすれば納税者へ暗証番号の再発行通知が送られますが、関与税理士にも写しを送付していただきたい。【継続】

【回答】

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」については、重要な個人情報であることから、納税者宛の「親展」及び「転送不要」扱いとするよう定められていますので、関与税理士であっても税務署から送付できないことを御理解ください。

- (4) 電子申告における法人の「消費税の確定申告について」と個人の「確定申告についてのお知らせ（消費税に関する事項）」の記載内容に差異があるのでそれぞれ統一した情報の提供をお願いしたい。【継続】

【回答】

お知らせ内容の改善につきましては、予算措置が必要になりますので、御要望について直ちに改修されない事項もあることを御理解ください。この件につきまして、引き続き、国税局へ要望してまいります。

Ⅱ その他

- (1) 令和7年1月から申告書の控えへの「収受日付印」の押なつが廃止されましたが、いまだ電子申告では提出のできない申請書や依頼文書などが存在しております。これら書類等の提出の事実を明らかにするため従来の「収受日付印」を押印いただくか、またはこれに代わる方法により対応をお願いしたい。

また、「収受日付印」の廃止に伴って以下のような問題等が生じているのでその対応や解決策をお尋ねしたい。【一部修正】

- ① 税務代理として委任を受けている税理士が顧客先に対して書類等が提出済みであることを証するものがない。
- ② 電子申告において、法人決算書などを添付資料としてPDF提出が認められておらず、書面で提出した場合、証拠となるものが残らない。
- ③ 仮に署内で申告書や届出書、申請書などを紛失した場合、その書類の提出を明らかにできる他の方法がない。

【回答】

「申告書等への控えへの収受日付印の押なつ見直しについて」は、令和7年1月から実施しております。

そのため、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対しては、国税庁や国税局から説明を行っており、令和7年1月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないようお願いしてきたところです。

①について令和7年1月以降の申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法は、(a)受信通知(e-Tax 提出者のみ)、(b)申告書等情報取得サービス、(c)保有個人情報の開示請求、(d)申告書等の閲覧サービス、(e)納税証明書により御確認いただくこととなりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

②について添付資料を書面で提出された場合は、添付資料の内容等の事後の確認などのため、必要に応じて控えの作成及び保有をしていただければと存じます。なお、控えを作成された場合でも、その控えに収受日付印の押なつは行なわないこととなりますので、御了承ください。

③について税務署では申告書等提出された文書の一切について、定められた事務処理手順に則って、適切に処理し、所在不明等の事態を生じさせないよう努めています。

万が一、税務署側で収受した申告書等について、所在不明といった事態が生じた場合は、申告実績の入力状況、納付状況、その他の証拠書類や、納税者又はその納税者に関与されている税理士からの聴き取りなどにより判明した事実関係を総合的に勘案して、提出の事実を確認します。

なお、税務署提出議題においても申し上げましたとおり、現在国税庁では税務行政のDXを推進しておりますので、引き続き e-Tax 等を利用したペーパーレス手続の推進について御理解と御協力をお願いします。

(2) 予納に関する手続きの簡素化について【継続】

予納手続きについて、予納申出書の提出に代えて地方税と同様に納付書に区分表示する方式に変更し、手続きを簡素化していただきたい。

【回答】

予納につきましては、日頃から御理解と御協力をいただいております、お礼申し上げます。

国税の納付書については、全国統一の様式を使用しているため、対応が困難であることを御理解いただくようお願いします。

また、納付書で納付を行った場合、予納を行う意思で納税を行ったのかを判断するなどのために予納申出書の提出をお願いしております。

なお、ダイレクト納付を利用した予納の申出である「予納ダイレクト」を行った場合は、予納を行う意思が確認できるため、会員の皆様には、積極的に「予納ダイレクト」を活用していただくようお願いします。

(3) 申告書等提出票について【修正】

税務書類を提出する際、「申告書等提出票」の添付を廃止していただきたい。

【回答】

個人番号等の重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された文書を厳格に管理する必要があることから、国税庁の指示による全国統一的な対応として、「申告書等提出票」により文書収受の事実を確実に記録・把握しているところです。

会員の皆様にはお手数をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いします。

なお、e-Tax で申告される場合には作成は不要ですので、是非とも、e-Tax の御利用をお願いします。

(4) 年末調整について【継続】

国税庁ホームページにある年調ソフトの操作マニュアルについて納税者に分かりやすいものにしていただきたい。また、入力等が簡単にできるようなソフトにしていただきたい。

【回答】

当該マニュアルは国税庁で作成しておりますので、御要望につきましては引き続き、国税局へ伝えていきます。

(5) 申告書様式について【継続】

- ① 送付される印字済みの消費税の申告書用紙 1 枚目には、中間申告分の税額の他「消費税及び地方消費税の届け出に関する事項」として簡易課税制度選択届出書の提出の状況等が記載されているが、この部分に「消費税申告延長期限届出書」の提出状況も記載してほしい。

【回答】

システム開発に関連する事項ですので、御要望については、引き続き、国税局に伝えていきます。

- ② 税理士関与の納税者に対する申告書等の郵送省略について、電子申告や税理士関与の有無に関わらず申告書送付欄に「要」が付いている場合はそちらを優先してほしい。

【回答】

要望事項については、国税局に伝えさせていただきますが、現状、申告書等の郵送は、厳しい予算事情等により、電子申告をされている納税者や、税理士関与がある納税者に対しては、送付していないことを御理解願います。

- (6) 申告書の閲覧申請について、委任者の多い相続税などは手続きが煩雑（実印押印と印鑑証明書）であり時間を要してしまうため、代表者 1 名の委任状で対応できるなど簡略化を図っていただきたい。**【継続】**

【回答】

申告書等（法令の規定に基づき提出された申告書、申請書又は届出書等の行政文書で、税務署が保有しているものをいう。以下同じ。）の閲覧は、財務省設置法第 19 条に基づく、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資すると認められる場合に、その範囲で行政サービスとして実施しているものであり、納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合又は過去に提出した申告書等の提出事実・提出年月日の確認をする場合を対象としています。

その実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することになっていますので、厳格な本人確認及び代理権限の確認方法が定められています。納税者情報の保護を図るための手続であることを御理解いただきますようお願いします。

なお、代表者 1 名の委任状で対応することは出来ませんが、税理士の代理については、①令和 6 年 4 月 1 日以降に提出された税務代理権限証書に申告書等の閲覧に係る委任事項が記載されている場合は、委任状及び印鑑証明書の提出が不要、②委任状を提出する場合においても、押印及び印鑑証明書の提出が不要、と簡略化が図られています。

- (7) 関与先名簿等について税理士業務の適正な運営確保のためとして毎年提出依頼があるが、申告書等には税理士の署名や代理権限証書の添付等があり、かつ、電子申告の普及状況から容易に関与状況を把握できると推測できるため、無用な資料提出は廃止していただきたい。**【継続】**

【回答】

関与先名簿等の提出については、財務省設置法（第 19 条）に基づき、税理士制度に対する国

民の信頼を確保し、「にせ税理士」行為の未然防止の観点等から提出をお願いしているものです。

本年度においても国税局から関与先名簿等の提出を依頼することとしており、e-Tax による P D F 形式又は C S V 形式での提出も可能となっておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

- (8) 相続時精算課税選択届出書を提出した場合、その相続が開始されるまでの期間が想定できないため失念する可能性が高い。相続税の申告についてお知らせをする事務に合わせて当該届出書の提出を通知することで、課税もれ防止に寄与し申告後の追加処理が省けるため、該当者には通知をしていただきたい。【継続】

【回答】

e-Tax マイページでは、納税者の方が過去に提出した贈与税申告書を確認することができ、今年の 9 月から、確認の範囲がこれまでの e-Tax のほか平成 29 年分以降の書面申告も対象となり、相続時精算課税制度の適用状況も確認ができるようになりました。

e-Tax マイページについてもご利用ください。

なお、御要望の内容については、国税局に伝えさせていただきます。